

令和 8 年 7 月 1 日から 開館日、開館時間及び使用料等、減免基準が 変わります

ホームページ



施設名 村上農村環境改善センター

(1) 開館日、開館時間（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

見 直 し 後	
開館時間	休 館 日
8 : 30 ~ 21 : 30	12 月 29 日 ~ 1 月 3 日

(2) 使用料（見直しの対象となる貸室名等のみを記載しています）

利用区分	見直し前			見直し後	
	単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1 時間) (円)	単位	使用料等 (冷暖房料等含む) (円)
和室会議室、大会議室	午前、午後、夜間	800	150	1 時間	450
農業情報室、調理実習室		800			400
営農相談室		800			300

(3) 減免基準

- (1) 市が主催又は共催する事業で利用するとき 10割
- (2) 市以外の官公署が利用するとき 10割
- (3) 市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき 5割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 5割又は10割

※令和 10 年 3 月 31 日まで「5割減額」は「6割減額」とします。